

飯塚市告示第172号

飯塚市介護情報運用要綱(平成18年飯塚市告示第182号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市介護情報運用要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(費用負担)</p> <p>第8条 介護情報の写しを交付する場合(介護サービス計画作成等に利用される介護情報の写しの交付は除く。)は、別表に掲げる実費を徴収する。</p> <p>2 前項の費用は、前納とする。</p>	<p>(費用負担)</p> <p>第8条 介護情報の提供に係る手数料は、無料とする。ただし、介護情報の写しを交付する場合は、別表に掲げる実費を徴収する。</p> <p>2 前項の費用は、前納とする。ただし、第4条第4号、同条第5号又は同条第6号に該当する者が介護情報の提供を受ける場合は、前項の費用を後納とすることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の飯塚市介護情報運用要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請があった介護情報の写しの交付について適用し、同日前に申請があった介護情報の写しの交付については、なお従前の例による。